

設例 4（債権法：契約）

問題：

XはY経営の店で、国内・国外両方で観られると店内の説明に表示されていたDVDを、自宅でも海外出張先でも観たいと考えて3000円で購入した。しかし、Xが海外出張の際確認したところ、DVDは国内でしか観られない作りのものであることがわかった。

この場合において、XはYに対し、どのような法的根拠に基づいて、どのような請求ができるか。考えられる法的構成を検討しなさい。

解説：

設例4では、XはYからDVDを買ったものの、Xの望みどおり国内・国外の双方で再生可能なDVDではなかったために、Xは買った商品に満足していない。このような場合に、Xはその不満足をどのように解消することができるだろうか。法的には、以下のような救済手段を考えることができる。

1 債務不履行（不完全履行）

YとXとの間には、DVDを3000円で売買する旨の売買契約が成立した。そして、Y（売主）がDVDを引き渡してその所有権を移転し、X（買主）が代金を支払ったとすれば、Y X間の売買契約は目的を達成して終了したかのようにみえる。

しかし、もしもY X間の売買契約において、当該DVDが国内・国外の何れでも視聴できることをYがXに約束ないし保証したとすれば、それにもかかわら

ず当該DVDが国外では使用不能なものであったときは、売主Yは国内・国外の何れでも視聴できるDVDの所有権移転と引渡しという債務をまだ履行していないと解される。この場合、買主Xは、(i) 売主Yが国内・国外の何れでも視聴できるDVDを調達してXに引き渡すことが可能であれば、そうした履行の強制を求め、さらに損害があれば賠償請求するであろうし、(ii) そうした

DVDの調達・引渡しが不可能であれば、YはXとの売買契約を解除し、受領したDVDを返還するとともに、支払った代金の返還および損害の賠償を請求することが考えられる。根拠規定として、以下のものがある。

【民法 414 条】（履行の強制）

- 1 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

【民法 415 条】（債務不履行による損害賠償）

- 1 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
 - 一 債務の履行が不能であるとき。
 - 二 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

【民法 416 条】（損害賠償の範囲）

1 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。

2 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

【民法 541 条】（催告による解除一権）

当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

【民法 542 条】（催告によらない解除）

1 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

一 債務の全部の履行が不能であるとき。

二 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

一 債務の一部の履行が不能であるとき。

二 債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

【民法 543 条】（債権者の責めに帰すべき事由による場合）

債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

【民法 545 条】（解除の効果）

1 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。

2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。

3 第一項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。

4 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

売主Yが買主XにDVDを引き渡したものの、それが約束したとおりの品質・性能の物ではなかった場合、それは「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき」にあたる。この売主Yの債務不履行は、いわゆる不完全履行といわれる形態のものである。債務不履行の基本的な類型としては

①履行が可能であるにもかかわらず、期限までに履行しない場合の履行遅滞、②履行が不可能である場合の履行不能があるが、③不完全履行は、ひとまず履行は行われたものの、債務の本旨に従ったものでない場合である。

売主Yの不完全履行の場合、買主Xは、①国内・国外で視聴できるDVDの調達・引渡しが可能であれば、その履行の請求と、債務の本旨に従った履行をしないこと（履行が遅れたことなど）による損害の賠償（民法414条、415条、416条）、②国内・国外で視聴できるDVDの調達・引渡しが可能であれば、無催告での売買契約の解除（民法542条1項1号）と損害賠償請求（民法545条4項3項、415条、416条）をすることが考えられる。あるいは、③契約を解除せずに、国内・国外で視聴できるDVDに代わる損害の賠償（填補賠償）を請求することも可能である（民法415条2項）。

2 契約不適合責任

本問では、売主Yは買主Xに対し「国内・国外両方で観られる」と表示した上でDVDを売却したのであるから、本件の売買契約の解釈として、当該DVDが国内・国外の双方で使用可能であることが、当該契約の内容に適合する品質・性能であると認められる。すると、国内でしか使用できない本件DVDは、民法562条1項の定める「引き渡された目的物が・・・品質・・・に関して契約の内容に適合しないものであるとき」といえる。

このような場合、債務不履行の一般規定の定めるところに従い、前記1の損害賠償請求権（民法564条、415条以下）、解除権（民法564条、541条、542条）を有することに加え、①代替物の引渡しによる履行の追完の請求（民法562条）、②代金減額請求（民法563条）を検討することができる。

【民法562条】（買主の追完請求権）

- 1 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

【民法563条】（買主の代金減額請求権）

- 1 前条第一項本文に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、買主が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 第一項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、前二項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

【民法 564 条】（買主の損害賠償請求及び解除権の行使）

前二条の規定は、第四百十五条の規定による損害賠償の請求並びに第五百四十一条及び第五百四十二条の規定による解除権の行使を妨げない。

これは、売買目的物が契約で予定されていた品質・性能を備えておらず、買契約の内容に適合した物が提供されていない（契約内容不適合）という観点から、買主をその不適合な契約から救済するため、履行の追完請求や代金減額請求、契約内容に適合した物が引き渡されなかったことによって生じた損害について賠償請求することを認めるものである。

買主は、契約を解除することも選択することができる。

本問では、当事者間の契約内容として、DVDが外国の機械でも再生可能であることが、当該契約内容に適合する品質・性能と認められるにもかかわらず、それを備えていないときは、契約内容に不適合な履行しかなされていないとして、Xは上述の、①代替物の引渡しによる履行の追完の請求（民法 562 条）、②相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときに代金減額請求（民法 563

条)、③損害賠償請求(民法564条、415条)、④契約の解除(民法564条、541条、542条)をすることができる。

Xが契約を解除した場合、XはDVDおよびその使用利益の返還(民法545条3項)と引き換えに、代金およびその利息の返還(民法545条2項)をYに請求することができる(DVDの使用利益と代金の利息は相殺することも可能である。民法575条の準用による)。

【民法575条】 (果実の帰属及び代金の利息の支払)

1 まだ引き渡されていない売買の目的物が果実を生じたときは、その果実は、売主に帰属する。

2 買主は、引渡しの日から、代金の利息を支払う義務を負う。ただし、代金の支払について期限があるときは、その期限が到来するまでは、利息を支払うことを要しない。

3 錯誤

錯誤とは、表意者の意思と表示との間に不一致があるにもかかわらず、表意者がそれに気づかないで意思表示をし、契約などの法律行為をすることである。

【民法95条】 (錯誤)

1 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤

二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。

3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。

- 一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。
 - 二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。
- 4 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

民法 95 条 1 項 1 号は、「錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるとき」（錯誤の重要性があるとき）に、意思表示は取り消しうると規定している。これは、かつて改正前民法では法律行為の「要素」に錯誤があることが必要と考えられていた点を明文化したものである。法律行為の「要素」とは、①表意者が錯誤に気づいていれば意思表示をしなかったと考えられ、かつ②通常人の合理的な判断としても、その点について錯誤に気づいていれば意思表示をしなかったであろうと考えられるほどに重要な部分を意味すると解されている。このことは、錯誤による取消しを主張する買主 X の側で主張・立証する必要がある。

これに対し、売主 Y は、表意者が錯誤に陥ったことについて重過失（ほんの些細な注意をしていれば錯誤に気がついたはずであるのに、気がつかなかったこと）があったことを主張・立証すれば、錯誤による取消しの主張を否定することができる（民法 95 条 3 項）。

錯誤の種類としては、（i）言い間違い・書き間違いによる「表示上の錯誤」と、（ii）表示の意味や内容についての理解が誤っていた場合（意思表示の相手方の同一性、目的物の同一性、目的物の品質・性能に関する錯誤など）についての「内容の錯誤」が認められる。しかし、本問の場合、（iii）買主 X は、売主 Y から「この DVD を買う」という意思をもって、Y に対して「この DVD を買う」と表示したとすれば、X の意思と表示との間に不一致はないから、表示上の錯誤とも内容の錯誤とも言い難い。これは目的物の品質・性能に関する「動機の錯誤」といえる。この点に関して、かつて民法改正前の日本の判例は、動機の錯誤は民法 95 条における錯誤とは異なるが、表意者の動機が明示的または黙示的に相手方に表示されたときは、意思表示の内容の錯誤と同様に扱うことができるとしていた。その後、民法の改正によりこの考え方が取り入れられ、「表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に

反する錯誤」について、「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたとき」に、意思表示の取消しをすることができる」と規定された（民法95条1項2号、2項）。

本問で、XがDVDをYから購入する際に、それが国内はもちろん、国外でも見ることができるからこそ購入するという動機がYに明示的または黙示的に表示されていれば、「内容の錯誤」と同様に取り扱い、それが「法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要

な」ものであれば、Xは、Y X間の売買契約は錯誤によって取り消すことができ

ると主張することができる。国内・国外の双方で見ることができるということが、Y X間の売買契約の「法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要」であるかどうかは、①Xが錯誤に気づいていれば意思表示しなかったであろうと考えられ、かつ②

通常人の合理的判断としても意思表示しなかったであろうと考えられる程度に重要な部分である。

これに対し、YはXが意思表示をする際に、重過失があったことを主張・立証できなければ、Xによる取消しの主張に服さざるをえない。

Y X間の売買契約が取消しになった場合、YはXに代金を返還しなければならず（民法121条、121条の2第1項。

受領時からの利息の返還も要する。545条2項参照）、XもDVDを返還しなければならない（引渡時からの使用利益の返還も要する。民法545条3項参照。なお、代金の利息とDVDの使用利益は相殺されうる。民法575条参照）。

なお、①Xが錯誤に陥っていることをYが知っていたり重大な過失によって知らなかったとき（悪意重過失の場合）、または②YもXもともに当該DVDが国内・国外で視聴できるものと誤解していたとき（共通錯誤の場合）は、Xに重過失があっても、錯誤による取消しを主張できる（悪意のYがXの重過失を主張・立証して錯誤による取消しを否定できない・民法95条3項）。

4 詐欺

もしもYが、Xを故意に騙して、国内でしか見ることのできないDVDを国外でも見ることができるとXを信じさせ、それによって当該DVDを購入する旨の意思表示をXにさせたときは、XはYに対し、詐欺を理由に、意思表示を取り消すこともできる（民法96条1項）。

【民法96条】（詐欺又は強迫）

- 1 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。
- 2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

詐欺を理由とする意思表示の取消しは、意思表示の「法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要」な点に関する錯誤があった場合に限定されない点で、錯誤よりも要件が緩やかである。しかし、その反面で、表意者Xは詐欺者Yの故意を立証しなければならない点は、錯誤よりも要件が厳格である。

本問では、YがXを騙そうという故意をもっており、そのことをXが立証した場合に、詐欺による購入の意思表示の取消しが可能である。

意思表示の取消しが認められた場合は、当該意思表示による法律行為があたかもなかった場合を想定し、お互いに受領したものを返還し合うことになる（民法121条、121条の

2）。それは、契約解除の効果としての原状回復義務（前述1、民法545条）と結果的に同様になる。

【民法 121 条】（取消しの効果）

取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。

【民法 121 条の 2】（原状回復の義務）

- 1 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。
- 2 前項の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること（給付を受けた後に前条の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあっては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること）を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。
- 3 第一項の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様とする。

5 不実表示

本問で、買主 X が「消費者」（個人。ただし、事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合を除く）であり、売主 Y が「事業者」（法人、その他の団体、および事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合の個人）であるときは、不実表示 (misrepresentation) を理由とする取消しが認められる余地もある。これは、表意者が意思表示をするか否かの判断に通常影響を及ぼすべき事項につき、相手方が「事実」と異なることを表示し（不実表示。事実でないことを積極的に告げた場合のほか、事実〔とくに表意者にとって不利益となる事実〕を告げなかった場合〔不利益事実の不告知〕も含む）、その結果、表意者がその事実を誤って認識し、それによって意思表示をした場合は、その意思表示を取り消すことができるとするものである（消費者契約法 4 条 1 項 1 号、2 項）。

【消費者契約法 4 条】（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

1 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 重要事項について事実と異なることを告げること。 当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。 当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。

三 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、次に掲げる事項に対する願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該願望を実現するために必要である旨を告げること。

イ 進学、就職、結婚、生計その他の社会生活上の重要な事項

ロ 容姿、体型その他の身体の特徴又は状況に関する重要な事項

- 四 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該消費者契約の締結について勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該消費者に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、当該消費者契約を締結しなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。
- 五 当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に関しその現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げること。
- 六 当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあおり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること。
- 七 当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の全部又は一部を実施し、その実施前の原状の回復を著しく困難にすること。
- 八 前号に掲げるもののほか、当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該事業者が調査、情報の提供、物品の調達その他の当該消費者契約の締結を目指した事業活動を実施した場合において、当該事業活動が当該消費者からの特別の求めに応じたものであったことその他の取引上の社会通念に照らして正当な理由がある場合でないのに、当該事業活動が当該消費者のために特に実施したものである旨及び当該事業活動の実施により生じた損失の補償を請求する旨を告げること。
- 4 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの分量、回数又は期間（以下この項において「分量等」という。）が当該消費者にとっての通常分量等（消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件並びに事業者がその締結について勧誘をする際の消費者の生活の状況及びこれについての当該消費者の認識に照らして当該消費者契約の目的となるものの分量等として通常想定される分量等をいう。以下この項において同じ。）を著しく超えるものであることを知っていた場合

において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、消費者が既に当該消費者契約の目的となるものと同種のもを目的とする消費者契約（以下この項において「同種契約」という。）を締結し、当該同種契約の目的となるものの分量等と当該消費者契約の目的となるものの分量等とを合算した分量等が当該消費者にとっての通常分量等を著しく超えるものであることを知っていた場合において、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときも、同様とする。

- 5 第一項第一号及び第二項の「重要事項」とは、消費者契約に係る次に掲げる事項（同項の場合にあっては、第三号に掲げるものを除く。）をいう。
- 一 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容であつて、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの
 - 二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件であつて、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情
- 6 第一項から第四項までの規定による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもって善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

この規定は、民法の特別法であり、消費者と事業者との間の契約（株式・出資の引受けまたは基金の拠出が消費者契約としてされた場合、および労働契約を除く。消費者契約法7条2項、48条）に限って適用される。しかし、民法改正前の段階の議論では、

民法（債権法）検討委員会は、この消費者契約法4条のうち、1項1号と2項は、消費者・事業者間の消費者契約の場合に限らず、すべての契約当事者の間に一般的に通用すべきルールとして一般法化し、「不実表示による意思表示の取消し」として、民法典に取り込むことを提案していた

(民法(債権法)改正検討委員会基本方針【1.5.15】)。もしもこの規定が民法に導入されていたなら

ば、詐欺による取消しの相当多くの場合が、不実表示によって救済されることになる規定である。注目に直する提案であるが、一般化されるには至らなかった。

民法(債権法)改正検討委員会基本方針【1.5.15】

1

相手方に対する意思表示について、表意者の意思表示をするか否かの判断に通常影響を及ぼすべき事項につき相手方が事実と異なることを表示したために表意者がその事実を誤って認識し、それによって意思表示をした場合は、その意思表示は取り消すことができる。

2

相手方に対する意思表示について、表意者の意思表示をするか否かの判断に通常影響を及ぼすべき事項につき第三者が事実と異なることを表示したために表意者がその事実を誤って認識し、それによって意思表示をした場合は、次のいずれかに該当するときに限り、その意思表示は取り消すことができる。

(ア) 当該第三者が相手方の代理人その他その行為につき相手方が責任を負うべき者であるとき。

(イ) 表意者が意思表示をする際に、当該第三者が表意者に事実と異なることを表示したことを相手方が知っていたとき、または知ることができたとき。

3

前2項の規定による意思表示の取消しは、善意無過失の第三者に対抗することができない。

6 断定的判断の提供、消費者の誤認・困惑

では、相手方が、表意者の意思表示に通常影響を及ぼすべき事項に関する「事実」についての不実告知(不利益事実の不告知を含む)ではなく、主観的な評価を含む「判断」について、誤った情報を与えた場合はどうであろうか。例えば、相手方が、これを買えば絶対に儲かるとか、得だとか、損しないといった断定的な判断を提供したために、表意者がそれを信じて買ったが、その判断が

誤っており、損をした場合などである。このように、誤った断定的な判断が提供されたために、表意者がそれを信じて意思表示をした場合は、「事実」についての不実告知の場合とは異なり、表意者の側でも、相手方の主観的な評価が混じった「判断」については、相手方の言うことをそのまま鵜呑みにすべきではないと考えられる。したがって、誤った断定的判断が提供され、表意者がそれを信じて意思表示をしたときは、表意者が相手方と表意者との間に情報力および交渉力の格差のある場合にのみ、すなわち、相手方が事業者であるのに対し、表意者が消費者である場合にのみ、表意者による意思表示の取消しが認められる（消費者契約法4条1項2号。前掲5参照）。

また、契約の締結を望まない表意者に対し、相手方が退去せず、もしくは表意者を監禁し、または勧誘を継続するなど

した結果、表意者が困惑して意思表示をしたときも、相手方が事業者で、表意者が消費者の場合は、困惑を理由とする意思表示の取消しが可能である（消費者契約法4条3項。前掲5参照）。

これらは何れも、消費者契約（事業者と消費者との間で締結される契約）における自己責任原則の緩和である。

本問では、DVDが外国の機械でも再生可能であるかどうかは事実認識に関するものであるから、断定的判断の問題には当たらない。他方、仮に本問で、契約を望まない消費者Xに対し、事業者Yが退去せず、Xを監禁し、またはしつこく勧誘を継続することによってDVDを買わせたときは、Xは消費者契約法4条3項に基づき、売買契約を取り消すことができる。